

電気自動車・燃料電池自動車の普及を促進するため
令和6年4月1日から補助金を始めます！

南相馬市次世代自動車 導入促進事業補助金



南相馬市では、2050年までに二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定しました。

令和6年度より、市内でのCO₂削減に向けた取組として、走行時に温室効果ガスを排出しない**電気自動車・燃料電池自動車**の購入に対する補助金の交付を開始します。

ゼロカーボン推進計画の内容はこちらに掲載しております（市HP）⇒

補助対象・補助の要件	補助対象経費	補助額	補助予定件数
【補助対象】 ①電気自動車【EV】（ハイブリッド車【HEV】、プラグインハイブリッド車【PHEV】は対象外） ②燃料電池自動車 ※令和6年4月1日以降の導入であること。 ※自動車検査証に記載してる初年度登録年月、または車両購入費の支払い完了日いずれか遅い日から180日以内に申請のあったものが対象。 【補助要件】 (1)「自家用」であり、使用の本拠地が市内である車検証の交付を受け、購入代金を支払った新車であること。 (2)リース事業者の場合、当該補助金相当額がリース料に充当されること。 (3)車両の販売促進活動に使用されないこと。 （販売店の試乗車、展示車などの使用禁止） (4)他の地方自治体（福島県を除く）の補助金等の交付を受けていないこと。	車両 本体 購入額	①電気自動車 定額：10万円 	50件
		②燃料電池自動車 定額：30万円 	5件

申請期間：令和6年4月1日（月）から
令和7年3月31日（月）まで

※予算上限に達した場合は、期間内であっても申請受付を締め切ります。

※書類は直接環境政策課【市役所西庁舎1階】までお持ち下さい。（郵送不可）

お問合せ・申請先
南相馬市 環境政策課 脱炭素社会推進係

詳しくは南相馬市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/13/1360/13602/index.html>

TEL：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

こちらから市HPにアクセス
できます⇒



1 補助対象者 下記①～③のいずれかを満たす方

- ①市内に住所を有する方
 - ②市内に事業所等を有する法人
 - ③上記①、②に対してリース販売を行うリース事業者
⇒自動車車検証の「使用者」が上記①、②であること。
- ※次に該当する方には補助金を交付できません。

- ・市税を滞納している者
- ・南相馬市暴力団排除条例に掲げる暴力団、暴力団員等

2 補助金交付までの流れ

次世代自動車の
導入完了

南相馬市へ申請
※申請書類は下記③を参照

市で書類審査後、交付決定通知書
および請求書を申請者へ送付

補助金交付請求書を市へ提出

申請者へ補助金振込
【請求書受領からおよそ1か月後に振込】

3 申請に必要な書類

(1) 申請者共通書類

(市民、法人、リース事業者 全ての申請で必要)

- ①次世代自動車導入促進事業補助金交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）
- ②収支決算書（様式第2号）
- ③暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号）
(リース事業者が申請者の場合は、使用者の分も提出してください。)
- ④対象の次世代自動車の自動車車検証の写し
- ⑤市税の完納証明書 ※発効日から3か月以内のもの
※納税証明書ではありませんので、ご注意ください。
- ⑥次世代自動車の購入費が分かる書類の写し
- ⑦補助金の振込先金融機関の通帳等の写し

(2) 申請者が個人の場合

- ・現住所の記載がある本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

(3) 申請者が法人の場合

- ・商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し※発効日から3か月以内のもの

(4) 申請者がリース事業者の場合

- ①貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）
- ②賃貸借（リース）契約書の写し
- ③市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し
- ④商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し※発効日から3か月以内のもの

4 提出方法

環境政策課（南相馬市役所西庁舎1階）まで直接お持ちください。
※提出する際は書類の記入・添付の漏れが無いようご提出ください。